

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等
に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

1. 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる出入国管理及び難民認定法に基づく申請等に、本邦に入る航空機を運航する運送業者等による当該航空機に係る予約者の予約情報等に関する報告を追加することとする。（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第1条第2項第2号関係）
2. この政令は、平成28年1月1日から施行することとする。